

岩手県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、技能教育のための施設の連携科目等について、次のとおり指定し、及び指定を解除した。

平成23年4月22日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

(1) 名称 北日本高等専修学校

(2) 所在地 紫波郡矢巾町北矢幅第1地割9番3号

2 指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎

3 指定を解除した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
計算事務	計算事務

4 指定及び解除の年月日 平成23年4月1日